



かしまぎ創業者家賃補助金

事業所・店舗の家賃、 柏崎ワーキングスペースK.Vivo月額利用料を補助します

創業時の費用負担を軽くするため、事務所・店舗の家賃と柏崎ワーキングスペースK.Vivo（ケー・ドット・ヴィヴォ）月額利用料について補助を行います。

業種の制限等注意事項がありますので、創業時期等が決まりましたらお早めにご相談ください。（申請・決定前に支払った家賃等は対象になりませんので、ご注意ください。）

区分	特定創業者	一般創業者
対象者	次の全てに当てはまる方 ① 柏崎・社長のたまご塾または柏崎商工会議所・柏崎信用金庫・第四北越銀行の特定創業相談を修了し、創業計画を作成した ② ①の特定創業支援を受けた証明書の発行を受けた ③ ①の修了後6か月以内に市内で創業した	次の全てに当てはまる方 ① 特定創業者以外の方 ② 国の認定を受けた経営革新等支援機関（市内金融機関等）の支援を受けて創業計画を作成し、柏崎信用金庫または柏崎商工会議所・第四北越銀行の認定を受けた ③ ②の認定後6か月以内に市内で創業した
補助対象経費	創業から1年以内に発生する事業所・店舗の家賃（敷金・礼金、駐車場費等除く）及び柏崎ワーキングスペースK.Vivo月額利用料に要する経費 ※市内の事業所・店舗を借りた場合に限りです。 ※家賃とK.Vivo利用料の両方をあわせて補助対象にできます。 ※消費税及び地方消費税を除きます。	
補助率・限度額	家賃(K.Vivo月額利用料を含む) 10/10 最大 20万円	家賃(K.Vivo月額利用料を含む) 1/2 最大 10万円

- ・上記は令和4(2022)年4月1日から令和5(2023)年3月31日までに実施する方が対象です。
- ・申請前に支払った家賃等は対象になりません。創業時期等が決まり次第、一度ご相談ください。
- ・事業所または店舗として使用することが確認できない場合（住宅と併用等）、対象外となることがあります。
- ・家賃とK.Vivo利用料を合わせ、申請できるのは1回限りです。ただし、創業から1年以内であり、補助限度額に達していなければ年度ごとに1回ずつ申請できます。
- ・暴力団及び暴力団と密接な関係を有する方は、ご利用いただけません。
- ・予算の状況により、希望時期に受け付けができない場合があります。
- ・創業にかかる広告宣伝、事業所の改装費等についても補助があります。下記へお問い合わせください。
※裏面もご確認ください。

お問い合わせは、商業観光課商業労政係へ ☎0257-21-2335

【かしわざき創業者家賃(K. Vivo月額利用料含む)補助金)の流れ】

※表面もご確認ください。

①申請に必要な証明の発行を申請する。(様式は商業観光課窓口にあります)

特定創業者:特定創業支援を受けた証明 →商業観光課へ。たまご塾卒塾者は修了証の写しが必要です。
一般創業者:創業計画の確認を受けた証明 →柏崎商工会議所、柏崎信用金庫または第四北越銀行へ。

②補助金の申請を行う。→必要書類をそろえて商業観光課(柏崎市役所3階)へ申請してください。

【必要書類】※印鑑をお持ちください。

- かしわざき創業者家賃補助金交付申請書(様式は商業観光課窓口にあります)
- 事業所または店舗の賃貸借契約書の写し(K. Vivoは会員証等月額利用会員であることが確認できるもの)
- 建物平面図の写し(K. Vivoの場合は不要)
- 創業計画書の写し
- 市税の完納を証明する納税証明書(税務課証明係で発行。有料 1通 300円)
- 事業開始届(開業届)または登記事項の全部事項証明書の写し
- 特定創業支援を受けた証明 または 一般創業の証明 (①で発行を受けたもの)
- 新潟県柏崎市暴力団排除条例に係る誓約書(様式は商業観光課窓口にあります)



<注意>補助対象となる事業所または店舗は、次のすべての条件を満たす必要があります。ご確認ください。

- 柏崎市内に所在すること
- 商品の販売やサービスの提供などの事業活動を行う拠点であること
- 補助対象者が自ら賃貸借(K. Vivoにおいては利用)の契約をするものであること
- 貸主が補助対象者の3親等以内の親族でないこと
- 私的な用途に使用しないものであること



③市から交付決定通知書が届く。

④補助対象期間中の家賃等については、支払いの証拠書類となるもの(領収書、引落し口座の通帳写しなど)を提出できるようにしてください。

・補助金は事後支払いになるため、一度自分で支払いをする必要があります。

⑤実績の報告を行う。→必要書類をそろえて商業観光課へ提出してください。

【提出書類】※印鑑をお持ちください。

- かしわざき創業者家賃補助金実績報告書(④の交付決定通知書とあわせて送付します)
 - 領収書、引落し口座の通帳写し等支払証拠書類
 - 振込先口座の通帳写し
 - その他指示があったもの
- ・振込先口座は、申請者本人の名義(法人の場合は法人名義)の口座に限定します。
・報告は、補助事業が終わったらすぐに行ってください。

⑥市から確定通知書が届いたら、補助金の振込予定日(概ね30日後)を確認する。

⑦振込予定日の夕方または翌日に通帳を記帳し、入金を確認する。

入金がない場合は、すぐに商業観光課へ連絡してください。

※以上で全ての手続きが終了です。